

寒川町外部評価委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な寒川町の行政運営と健全な財政運営を目指し、町民の意見を反映した寒川町の行政を構築するため寒川町外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、町長に対して必要な助言、提言等を行うものとする。

- (1) 町が実施した行政評価について、外部の視点からの点検及び評価に関すること。
- (2) 行政評価制度の改善に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 町長は、町政及び行政について識見を有する者及び公募により適任とされた町民のうちから委員を委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、公募委員の再任については、寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成19年寒川町規則第1号)第4条第3号の規定によるものとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて町長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。